

申請日 令和 年 月 日

練馬区産業融資「小規模企業小口貸付」郵送チェックリスト(法人)

○チェックリストで資格要件、必要書類を確認の上、申込書・必要書類と一緒に同封してください。
○郵送で送付いただいた書類は返却いたしませんので、押印のある書類・申込書以外は全てコピー
でお送りください。※返信用レターパックライトの同封をお願いします。

法人名

代表者氏名

申込内容 小規模企業小口貸付 2,000万円 資金使途 運転・設備

日中連絡の取れる

電話番号

()

担当者

※NPO法人は対象外です

	確認事項	チェック
資格要件	1 登記上の本店所在地が1年以上前から練馬区内にあり、同一事業を引き続き1年以上営んでいること	<input type="checkbox"/>
	2 確定申告をしており、納期の到来した法人住民税を完納していること	<input type="checkbox"/>
	3 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと	<input type="checkbox"/>
	4 融資を受ける資金の使途が適切であり、かつ返済能力があること	<input type="checkbox"/>
	5 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団員、および暴力団関係者でないこと	<input type="checkbox"/>
	6 従業員が20人以下(卸・小売・飲食・サービス業は5人以下)であること	<input type="checkbox"/>
	7 当該融資を含めた信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下であること	<input type="checkbox"/>
申込書・必要書類	1 申込書の記入漏れはないか	<input type="checkbox"/>
	2 履歴事項全部証明書が申込書の内容と一致すること ※変更のある場合は変更登記申請書に基づく受付または受領証等もあわせて必要です	<input type="checkbox"/>
	3 発行する法務局の印があり、発行から3か月以内の履歴事項全部証明書である	<input type="checkbox"/>
	4 直近の確定申告書(税務署の受付印のあるもの)および決算書類一式、電子申告の場合は受信通知の添付のあるもの※受信通知がない場合は納税証明書その2を添付(税務署で発行できます)・ 練馬東税務署03-6371-2332 ・練馬西税務署03-3867-9711	<input type="checkbox"/>
	5 直近の確定申告に係る法人住民税の納税証明書である・練馬都税事務所03-3993-2261	<input type="checkbox"/>
	6 事業に係る有効な許可・認可・届出等が確認できるもの(必要な業種のみ)	<input type="checkbox"/>
	7 資金使途が設備資金の場合、正式な見積書または工事請負契約書等	<input type="checkbox"/>
	8 代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し ※練馬区に住民登録がある方は不要	<input type="checkbox"/>
	9 送付先住所が記入されている返信用レターパックライト	<input type="checkbox"/>

【商店会加入者優遇】

該当あり

練馬区内の商店会に加入していると、小規模企業小口貸付の上限額2,500万円のうち、500万円までの範囲内で利子の優遇を受けることができます(利用者負担0.4%)。利用する場合、直近の商店会費の納入領収書等、申込時点で商店会に加入していることがわかる書類が必要です。

【東京都の信用保証料補助要件】

運転資金：37か月以上84か月以内(据置期間6か月含む)、設備資金：37か月以上120か月以内(据置期間6か月含む)

運転設備併用：37か月以上84か月以内(据置期間6か月含む)

備考

--

送付先 〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 Coconeri4階 練馬ビジネスサポートセンター内
産業経済経済課融資係 電話 03-5984-2673